

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第54号

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟市食品衛生法施行条例（平成12年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項本文中「前2項の規定による営業」を「法第52条第1項及び新潟県食品衛生条例第2条第1項の規定による営業（季節的及び臨時的な営業を除く。）」に改め、同項ただし書中「食品行商許可」を「市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商の許可」に改める。

別表第2第1第6項第1号中「及び」を「並びに」に改め、「営む許可業者」の次に「及び市場等定置喫茶店営業を営む許可業者」を加える。

別表第4第2項に次の1号を加える。

(4) 市場等定置喫茶店営業許可申請手数料 1件につき2,000円

附 則

この条例は、平成30年12月28日から施行する。